

漢代三輔制度の形成再論

大 櫛 敦 弘

(地域変動論コース)

一、問題のありか

本論文で問題とする「三輔」とは、前漢のみやこ長安が置かれた渭水盆地一帯の三つの（郡に相当する）行政区画のことであり、武帝の太初元（前一〇四）年に設置された京兆尹・左馮翊・右扶風の三者からなる。周知のように前漢王朝は全国を郡（・国）に区画して、その長官として太守（・相）を置いたのであるが、いわば「首都圏の特別区」であるこの三つの「郡」については、その長官も（太守ではなく）それぞれ京兆尹・左馮翊・右扶風と称され、かつ中央官としての側面をも有する——以下で言及する場合のそれとは意味合いを異にするが——など、他の一般の「郡」とは区別される別格の存在とされていた。⁽¹⁾

この三輔の前身となるのが戦国秦以来の「内史」なのであるが、筆者は先ごろ別稿においてこの内史（官）をめぐる諸研究について整理し検討を加え、

- (一) 戦国秦における内史は、基本的に秦全土の財政（や文書行政）などを統轄する朝廷の中央官であったが、一方では（この渭水盆地一帯の）「秦の故地」⁽²⁾を治める地方官でもあるという「二重性」を有していた。
- (二) ただしその後者の側面については、内史は「秦の故地」に対して郡守と完全に同等な存在であったわけではなく、内史が中心となりながらも、基本的に中央諸官府が分担してこの地域の属県を統轄していた。
- (三) こうした体制は統一秦や漢初にあっても基本的に同様であったが、治粟内史が全土の財政を統轄する官として内史から分離・再編されることによって「二重性」は解消し、内史は実質的に郡守と同等な存在となっていた。

と総括した。その上でさらに、このような「中央諸官府が分担してこの地域（の属県）を統轄する」という体制は、まさにこの地域が（かつてそれが領域全体^{そのもの}であったころの初期戦国秦の体制そのままに）中央の直接の統治下にあったことを示すものであり、そこでは（秦の領域拡大にともなって獲得した新たな領域に設けられた「郡」に対する）「本国」、「本土」としての性格が色濃く残されていると考えられること、そしてこのような体制が「郡」と実質的に同等な存在へと転化してゆく過程のうちに、「本土」と「被征服地」とでもいうべき露骨な地域間対立の関係が相対化して後景に退き、この地域を含む全領域が基本的に郡県（郡国）制の枠組みの中に包摂されるような「統一国家体制の成熟」が見出されること——などを論じたのである。⁽³⁾

このように内史など「首都圏の特別区」のあり方やその展開は、秦漢統一国家体制の形成につ

いて考える上でも重要な問題なのであるが、たとえばそこで重要な契機の一つとされている「治粟内史の再編（もしくは設置）」がなされたのは漢初のどの時点でのことであったのか、などといった点については、現在の史料の状況からは十分に絞り込むことができなかった。さらに、この内史の後身である三輔制度形成の過程についても筆者はかつて考察を試みたことがある（以下、「前稿」⁽⁴⁾）が、その後の検討の結果、いくつかの点で再考が必要であると考えに至った。

以上から本稿では、「前稿」での議論の見直しを中心として、三輔制度形成の過程について再度検討を加えることとしたい。まずは「前稿」やその後の諸研究をも含めてここでの問題をいま一度簡単に整理・紹介した上で、三輔制度の成立や内史分置などの諸点について論じ、あわせて秦漢統一国家体制形成の問題にも言及することとしたい。

二、三輔制度形成をめぐる史料と先行研究

本章では、以上に述べたような三輔制度形成をめぐる主要な史料や先行研究について、簡単に整理紹介する。

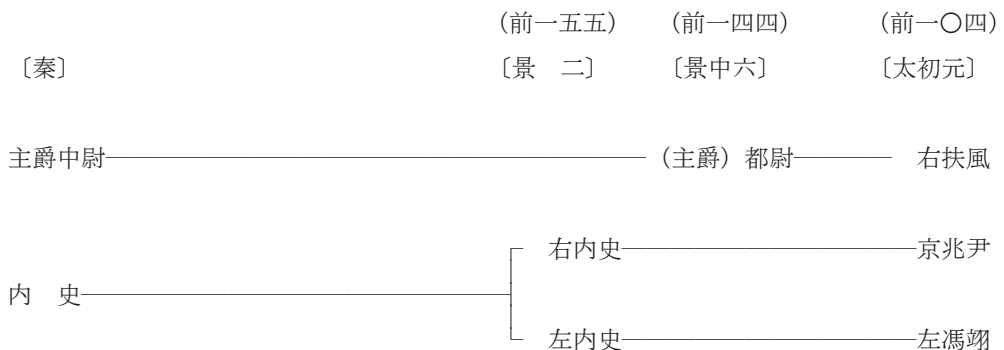
周知のように、この問題についての最重要の史料とされるのが、『漢書』卷一九上「百官公卿表」（以下、「百官表」）、および卷二八上「地理志」に見える、同制度の沿革をめぐるそれぞれ次のような記事である。まず百官表の内史条には

周官、秦因之、掌治京師。景帝二年分置左〔右〕内史。右内史、武帝太初元年更名京兆尹……左内史、更名左馮翊……。（周代以来の官で、秦もこれを踏襲した。京師を管轄する。景帝二年に左〔右〕内史に分置されたが、さらに右内史は武帝太初元年に京兆尹と改名し……左内史は左馮翊と改名した……）

とあり、さらに主爵中尉条に

秦官、掌列侯。景帝中六年更名都尉、武帝太初元年更名右扶風、治内史右地……與左馮翊・京兆尹是爲三輔……。（秦で設置された官で、列侯を管轄する。景帝中六年に都尉と改名し、武帝太初元年には右扶風となり、内史の右地を治めた……左馮翊・京兆尹と合わせて「三輔」を構成する）

とあって、「前稿」でも示したように）これを図示すると以下のようになる。



一方、地理志では京兆尹条での原注に

故秦内史、高帝元年屬塞國、二年更爲渭南郡、九年罷、復爲内史。武帝建元六年分爲右内史、太初元年更爲京兆尹。(もと秦の内史で、高帝元年に塞国に属し、二年には渭南郡となるも、九年には廃止して、また内史となる。武帝建元六年に分置されて右内史となり、太初元年には京兆尹に改められた)

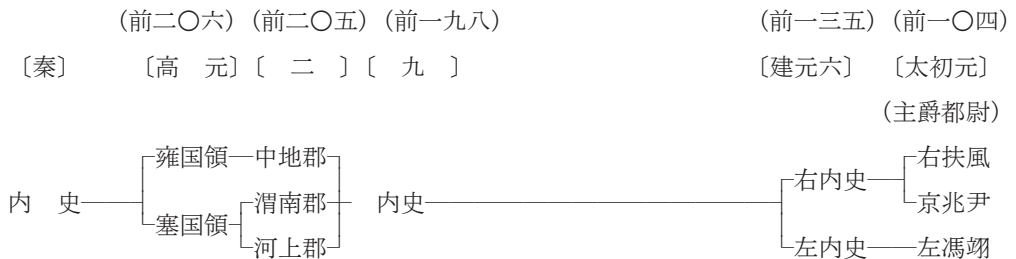
また左馮翊条でのそれに

故秦内史、高帝元年屬塞國、二年更名河上郡、九年罷、復爲内史。武帝建元六年分爲左内史、太初元年更名左馮翊。(もと秦の内史で、高帝元年に塞国に属し、二年には河上郡となるも、九年には廃止して、また内史となる。武帝建元六年に分置されて左内史となり、太初元年には左馮翊と改名した)

さらに右扶風条の原注では

故秦内史、高帝元年屬雍國、二年更爲中地郡、九年罷、復爲内史。武帝建元六年分爲右内史、太初元年更名主爵都尉爲右扶風。(もと秦の内史で、高帝元年に雍国に属し、二年には中地郡となるも、九年には廃止して、また内史となる。武帝建元六年に分置されて右内史となり、太初元年には主爵都尉と改名し、右扶風となった)

とそれぞれに見えており、これも同様に図示すると以下の通りとなる。



見られるように、両者のいずれにおいても、秦のそれを継承した内史がやがて左右に分置され、さらに主爵都尉の系統をひく右扶風と合わせて、武帝の太初元年には「三輔」の制度が最終的に確立した——という大筋において共通しているものであり、この点は三輔制度形成の流れについて考える上での大前提となるであろう。一方でこの両者の間には多くの点で異同のあることもまた明らかであり、(一) 百官表では「内史」と「主爵中尉」という、もともと別個の系統が合体して「三輔」が形成されたとしているのに対して、地理志では「三輔」はいずれも内史の系統をひくものとして説明されていること、(二) 地理志では前漢草創期における行政区分の変動について伝えているが、これは百官表には見られないこと、さらに(三) 百官表では景帝の中六年に主爵中尉から(主爵)都尉への名称変更のなされたことを伝えるが、これは地理志には見られないこと、そして(四) 百官表が分置の年代を景帝二年としているのに対して、地理志ではそれが二十年ほど後の武帝建元六年となっているのであり、両者の記載は明らかに食い違っていること、などの諸点が挙げられる。とくに最後の(四)内史の左右分置の年代をめぐる矛盾については、双方の記

載が明白に齟齬していることもあって、三輔制度形成の過程をめぐる従来の諸研究において主要な論点とされてきたのであった。

このこととも関連して注目される史料として、百官表には（必ずしも完全ではないが）歴代内史（左右内史を含む）任官者の情報が示されている。そこでの漢初より太初元年の三輔成立に至るまでの内史あるいは左右内史就任者を抜き出してみると、以下の通りとなる（主爵中尉、主爵都尉は除外）。

高帝 元年	内史周苛遷 内史周苛爲御史大夫	元朔三年	左内史公孫弘爲御史大夫。 左内史李沮、四年爲將軍。	
五年	殷内史杜恬	四年	右内史賁	
孝文十四年	内史董赤	五年	主爵都尉汲黯爲右内史、五年免。	
孝景 元年	中大夫鼂錯爲左内史、一年遷。	元狩元年	左内史敞	
二年	八月丁巳、左内史朝錯爲御史大夫。	四年	定襄太守義縱爲右内史、二年下獄棄市。	
〔孝武〕		六年	右内史王臯	
建元元年	中尉寧成爲内史、下獄論。 内史印	元鼎元年	右内史蘇縱	
二年	内史石慶	四年	右内史李信成 中大夫兒寬爲左内史、三年遷。	
三年	内史石徧	元封元年	左内史兒寬爲御史大夫。	
四年	江都相鄭當時爲右内史、五年 貶爲詹事。	御史中丞咸宣爲左内史、六年免。	四年	少府王温舒爲右内史、二年免。
元光二年	内史充	太初元年	故左内史咸宣爲右扶風。三年下獄自殺。	
五年	右内史番係 博士公孫弘爲左内史、四年遷。		京兆尹無忌。左馮翊殷周。	

一般に「左内史」や「右内史」の記事の存在は、少なくともその時点において内史の左右分置がすでになされていたことを示すものと考えられるのであるが、これらの記事によれば、地理志で内史が左右に分置されたとある建元六年以降にはほぼ「左内史」、「右内史」と「左」「右」が明記されている。これに対して、百官表に分置の年とされる景帝二年以降、この建元六年に至るまでの時期の記事では六例中四例がなお「内史」のままとなっている一方で、景帝二年の「左内史朝（鼂）錯」と建元四年の「江都相鄭當時、右内史と爲る」のような左右内史の例も見えてはいる。さらには分置の前であるはずの景帝元年にも「中大夫鼂錯左内史と爲る」という記事が存在しているのであり、これらの記事から内史の左右分置の年代の下限をどのように判断するかは、一考を要する問題であるといえよう。

以上に三輔制度形成をめぐる主要な史料として、地理志および百官表の記事を紹介してきた。それ以外の関連する史料については、以下の主要な先行研究の整理・紹介、あるいは次章以下で

の考察の中で逐次言及してゆくこととしたい。

この問題について考える上で、まずもって取り上げるべきは鎌田重雄氏の研究であろう。鎌田氏は漢代の三輔制度全般にわたって論じた中で、三輔制度形成の過程とくに内史の左右分置の問題について、「古来（顔師古注や『通志』、『文献通考』など一筆者）……殆どと云ってよい位景帝二年説を採る」のに対して、「左右内史分置に関する従来の景帝二年説は棄てられるべきであり、建元六年説が妥当である」と主張する。そこでは景帝二年以降も「内史」とのみ記されている事例が多く見られることに加えて、（景帝二年から建元六年にかけての時期の）左右内史の事例についての以下のような批判的な検証から、建元六年以前には内史の分置はなされてはいなかったことを論じている。

すなわちまず景帝元年と二年の「左内史」鼂錯の事例について、『史記』『漢書』の他の部分⁽⁶⁾ではそれがすべて「内史」と記されている上に、内史就任は明らかに二年のことであり、「元年」とあるのは誤りであるなどその記載に問題があること、また建元四年の「右内史」鄭當時の事例については、その更迭のきっかけとなった事件から逆算すると、右内史就任は建元六年のこととすべきで実は建元四年ではないこと、を指摘する。さらに『史記』卷十一孝景本紀二年条には

置南陵及内史役^{たう}爲縣（南陵を置き、内史の役^{たう}を県とした）

という記事について、従来は地理志や『史記』卷二二漢興以来将相名臣年表などによれば薄太后南陵の設置の年代が文帝七（前一七三）年であるのは明らかであることから、この記事には何らかの誤りがあるとして、百官表の先の記載との関係をもとに「これは本来は、この景帝二年に内史が左右に分置されたことを示す記事であったのではないか」とも考えられてきた⁽⁷⁾。これに対して鎌田氏は、この「南陵」や「役^{たう}爲縣」の設置は、呉楚七国の乱勃発の前年であるこの時期において、兵変の徴候を鎮め、陰陽を調和させるためにとられた措置として『史記』の著者が特別な意図のもとに置いた記事であり、簡単に誤りとして片付けることはできず、それゆえこの記事はそのまま「南陵県を置き、また役^{たう}爲縣を置いて内史に属せしめた」と解すべきものなのであり、この年に左右内史分置があった記事とするには根拠薄弱である——これらの諸点から、内史分置の時期として地理志の建元六年説が支持される、としたのである。

ちなみに、内史が左右に分置され、さらに三輔へと展開してゆく背景としては、「漢高祖以来の疆本弱末の政策による京師人口の激増、及び豪強、富豪、名家、高官等の京師集中」により、「豪強姦利をなし姦盜輩出するの情勢」をもたらし、京師の掌治が煩雑化してきたことが指摘されている。ただし、主爵都尉がその本来の職掌たる列侯を掌る官から三輔の一に加わった時期については明らかではないが、おそらくは左右内史分置以後であったのではないか、という⁽⁸⁾。

ついで山田勝芳氏は、武帝代の財政機構の変動を論ずる中で、李成珪氏の研究をうけつつ三輔制度形成の問題についても言及している。そのうちまず左右内史分置の問題に関しては、（鄭當時の右内史就任の時期を考える上での目安となる）武安侯田蚡と魏其侯竇嬰との廷争の年代は、『漢書』武帝紀、『史記』・『漢書』の表によれば、元光三（前一三二）年夏以降と考えるべきであり、そうであるならば「右内史鄭當時」が（百官表の）建元四年条にあっても問題はないこと、さらに——この史料については本稿でも後ほど取り上げるが——『漢書』卷六五東方朔伝に建元三・四

年頃に左右内史の存在したことが明らかな事例が見られること、などの点を挙げて、(景帝二年における内史の左右分置を否定する)鎌田氏の見解を批判した。また左右内史特に右内史を内史と称することが多かったが、武帝即位後次第に左右を明記するようになった可能性を指摘している。

なお山田氏は三輔が出揃う時期の状況についても言及しており、主爵都尉廃止の理由を「列侯の数が激減し、且つ実権が弱められていたため、もはやその統制のための専官を必要としなくなった」ことに求める李成珪氏の見解を是とした上で、太初元年に繁劇な右内史地区を分割し右扶風を設けようとした時、すでに列侯担当官としての存在の意義が薄れていた主爵都尉をそのまま右扶風に横すべりさせたという⁽¹⁰⁾。

一方、前漢三輔制度の成立や機能について論じた崔在容氏の研究においても、内史の左右分置の問題については、「南陵」や「祿_祿縣」設置に関する理解などでの鎌田説の問題点を指摘して、建元六年説を取ることは難しいものであるとする。その上でさらに(一)地理志と百官表の記載の矛盾について、史料の性格上、地理志は「行政区分」のことを、百官表は「官制」のことを記載したものであって、両者は区別して扱われるべきであり、したがってそれぞれに記されている通り、景帝二年に「官制」の内史が左右に分置され、武帝建元六年になって「行政区分」の内史が左右に分割されることで、名実相伴う内史の左右分治が行われたと解すべきである、(二)「官制」の上で内史が左右に分置された景帝二年から、左内史地と右内史地とに分離される建元六年に至るまでの間に(「左」「右」を付さない)「内史」の例が多く見られるが、そこでは右内史は「主官」としてその職責がもとの内史と違いがなく、そのまま「内史」とも呼ばれたのに対して、左内史は「補佐官・監督官」的存在であり、あるいは常置ではなかったと推測される、そして(三)こうした「官制」と「行政区分」とのズレは三輔成立の場合も同様であり、『漢書』景帝中六年条師古注(後出)や東方朔伝などから、主爵中尉と左右内史は早くから三輔統治に関与していたようで、主爵中尉が景帝中六年に主爵都尉と改称したときにはすでに三輔官(治民官)として認識されていた。(本来行政区域を持つ治民官ではない)主爵都尉が三輔官の一つとなったのは、長安に居住する多くの列侯を管掌していたことによるものであり、武帝太初元年に三輔治地が形成されるに至って名実ともに三輔が成立した——といった見解が示されたのであった⁽¹¹⁾。

ここまでに見てきたように、従来の内史の左右分置の時期の問題に関わる議論は、もっぱら地理志と百官表の記載のいずれが正しいか、という観点から展開されてきており、こうした記載の矛盾がどうして生じているのか、といった両者の性格の問題について意識されることはあまりなかったわけであるが、これに対して「官制」の上での分化と「行政区分」の上での分化とを区別し、地理志と百官表双方の記載を活かす形で内史分置の年代について解釈する崔氏のこのような見解は、まさに卓見というべきものであり、それによってこの問題以外にも、たとえば本章冒頭で指摘したような(一)百官表では、「内史」と「主爵都尉」という、もともと別個の系統が合体して「三輔」が形成されたとしているのに対して、地理志では、「三輔」はいずれも「内史」の系統をひくものとして説明されていること、(二)地理志では、項羽の分封になる塞國や雍國時代の沿革をも含めてこの行政区分の変動について伝えているのに、それら「諸国」(の時代)の事情については百官表には見えていないこと、などの多くの事例について——あるいは序章でも紹介し

たような、漢初に至る内史のあり方についても——整合的に理解することができるのである。本稿での以下の考察においても、こうした視点は基本的に継承すべきものであろう。なお、以上の崔氏の議論のうち、三輔制度成立に関わる(三)の問題については次章でふれることとしたい。

これとは別に、前漢時代における各郡国の沿革を詳細に検討した周振鶴氏の研究では、左右内史の分置の時期を文帝の後元年間(前一六三～五七年)のこととする。すなわち先にも見たように百官表の景帝元年の欄に「中大夫鼂錯爲左内史」とあることに加えて、『漢書』卷五一枚乗伝には、(呉楚七国の乱に際して)枚乗が呉王に説いた

夫漢并二十四郡、十七諸侯。(漢は二十四の〔直轄〕郡と十七の諸侯王国を〔版図として〕あわせ〔領有し〕ております)

という語の中に「二十四郡、十七諸侯」と見えているが、『史記』卷一七漢興以来諸侯王年表によれば、十七の諸侯王国が並存していた時期は文帝十六年(前一六四年、翌年後元元年に改元)から文帝の崩じた後元七(前一五七)年までの間であり、この時期の二十四郡は左右内史を数えてはじめて数が足りることから、内史が分かれたのは大凡この文帝後元年間にあったと推測するのである。⁽¹²⁾

周氏のこのような議論は、前漢時代における郡国全体の展開との関連においてなされているという点で傾聴すべきものなのであるが、先に紹介した崔氏の研究についてはそこで参照されていないようである。また枚乗伝の「二十四郡、十七諸侯」の語については、従来から議論のあるところであるが、これについては第四章であらためて取りあげることとしたい。

これらの研究をうけて筆者は「前稿」において、鎌田氏の景帝二年説批判には実証面において問題があり、建元六年に内史の分置があったとするその見解は成り立ちがたいものであるとした。また周振鶴氏の所説について、枚乗伝の「二十四郡、十七諸侯」とは、呉楚七国の乱時点での「二十四の中央直属の郡、(反乱に加わらず)中央政府の下に留まった十七の諸侯王国」のことと解すべきであり、そこでの「二十四郡」には左右二つの内史どころか、内史そのものさえも含まれていなかったことを指摘している。その上でさらに、三輔制度の形成について「官制」と「行政区分」双方の側面を区別して考える崔在容氏の研究を継承しつつも、東方朔伝の記事などから、この制度の実質的な形成過程についてはもっぱら「官制」の面から考えるべきであり、「左右内史の分離」については景帝二年、「三輔の成立」の正確な時期は明らかではないものの、少なくとも景帝中六年までにはさかのぼりうるものであるとした。そしてもう一方の「行政区分」の上での三輔制度成立のもつ意義については、三輔が成立する以前には——それ以降の状況とは対照的に——当該地域を指す名称として行政区分上のそれである「内史」ではなく、もっぱら「関中」の語が用いられており、またそれが一般の「郡」とは区別して扱われ、「郡」の総数に含まれないこともあるなどの点から、「秦の故地」、「内史の地」がともすれば当時の郡県・郡国体制の枠外に位置するものとして意識されていたのが、三輔の成立によってこの地域をも含めた全領域が基本的に郡国制のもとに編成されるような一元的な体制へと移行し、そこに統一国家体制の成熟、「真なる統一国家」出現の画期が見出されることを論じたのであった。⁽¹³⁾

このように三輔制度形成の過程を統一国家体制のあり方との関連において問題とする「前稿」

での議論は、もとより本稿での考察の基礎である。ただしそこで鎌田説を批判する中で鄭當時の右内史就任の時期について論じた部分は、先にも紹介した山田氏の研究においてすでに言及がなされていることに気づかないままに同様な議論を展開してしまっており、⁽¹⁴⁾ また周振鶴氏の「二十四郡、十七諸侯」の解釈の批判においては、淮陽国が魯国へと国替えとなったのをそれぞれ別個のものとして扱ってしまうという実に初歩的な誤りを犯しているなどの問題がある。とりわけ三輔の成立をめぐる理解については、先にも述べたように見直しが必要であると思われる。

一方、臧知非氏は、元鼎四年に更置された「二輔都尉」をめぐる議論（後述）の中で、太初元年以前の京師地区にはただ左内史と右内史の二つの行政区画があるのみで、三つ目は存在しなかった——あるいはただ「二輔」があるのみで、「三輔」はなかった——ことを論じている。その上で武帝の君権強化により列侯が弱小化し、かつ酎金での奪侯（前一一二年）などでその数も大幅に減少したために、主爵都尉の職掌が大幅に縮小したこと、あるいは右内史の地が広すぎる（左内史二十四県に対して三十三県）こと——などの事情を背景として、太初元年に主爵都尉を改めて地方行政長官である右扶風とし、京兆尹と右内史地区を分治し、左馮翊を加えて三輔を構成した（列侯の事宜は大鴻臚に帰した）という。⁽¹⁵⁾

ついで孔祥軍氏は、「官名系統」と「地名系統」とを区別する「官地両重性」の立場から三輔の沿革について論じ、景帝二年に「官名系統」の、建元六年に「地名系統」の内史分置がなされ、太初元年には主爵都尉が「内史」地区の管理者の一員となって三輔が成立したとする。そこではまた、景帝二年は本格的に諸侯王対策に乗り出す前夜で、核心地区の権力掌握を分散することはできずに官名系統の分置のみであったが、武帝建元六年には国内外が安定し、（この年五月には竇太后も亡くなるなど）武帝の親政への度合いも高まりつつあった中で地名系統の分置がなされた、という。

孔氏はこうした観点からさらに、内史の左右分置は文帝后元年間のこととする周振鶴氏の見解に対して、そこでは「官名系統」と「地名系統」との区別がなされていないままに前者の「景帝元年に鼂錯が左内史となった」という記事と、後者に属する「二十四郡十七諸侯」とを合わせて論じてしまっていること、またその場合、「内史卒」⁽¹⁶⁾（文帝崩御時）や景帝二年の前出「内史祿禰爲縣」、景帝後二（前一四二）年の「内史郡」⁽¹⁷⁾などの（内史が左右に分かれたとされる文帝後元年間以降にも「内史」とある）記事を説明することができない——官地二重性の理解によればこれらは「二十四郡十七諸侯」とともに「地名系統」の記事なので、景帝二年の「官名系統」の分置とは抵触しない——ことなどを指摘して、批判を加えている。⁽¹⁸⁾ そこではこのほかにも多岐にわたる批判が展開されているのであるが、それについては第四章で詳しく取り上げることとしたい。

見られるように、孔氏のこのような「官地両重性」の議論は、「官制」の上での分化と「行政区分」の上での分化とを区別する崔在容氏の先述の研究と同様な視点に立つものであるが、ただし景帝二年に分置された左右内史官の性格について、崔氏のようになお未分化で曖昧な過渡的性格を想定してはいないこと、また三輔成立の時期を太初元年としている点などでは、見解を異にしている。なお、そこで秦から景帝二年以前に至るまでの間は基本的に「内史の官」が「内史の地」を管轄していたとする点は、本稿序章でも述べた内史についての理解からすれば、なお問題が残

るものといえるであろう。

以上、三輔制度形成をめぐる主要な先行研究について整理・紹介してきた。そこでは主として内史の左右分置の時期（景帝二年／建元六年／文帝後元年間）と、三輔の成立の時期（太初元年／太初元年以前）の問題が主要な論点とされてきたのであるが、こうした中で「官制」と「行政区分」とを区別して論ずる崔在容氏（や孔祥軍氏）の理解は、内史の左右分置についての（景帝二年説の）百官表と（建元六年説の）地理志との記載の違いを整合的に解釈できるなどという点で、従うべき見解であるといえよう。しかしながらその場合でも、内史の左右分置の時期を文帝後元年間とする見方や、三輔の成立の時期をめぐる理解などについての問題はなお残されている。そこで次章以下ではこの二つの問題について考察を加えてゆくが、まずは後者の三輔成立の時期の問題から取り上げ、検討してゆくこととしたい。

三、三輔成立の時期をめぐる

前章でも見てきたように、三輔の一つである右扶風は主爵都尉の系統を引くものであり、その主爵都尉は百官表の記載によるならば、列侯を管轄する秦代以来の官であったが、景帝中六年に（主爵）都尉と改名され、さらに武帝太初元年には右扶風となって内史右地を治め、京兆尹・左馮翊とともに三輔を構成するようになった——とされている。ただしこの主爵都尉（あるいは主爵中尉）がいつの段階から「内史の地」を治める地方官的存在に転化したのかが明記されていないために、三輔の成立の時期をめぐるのは、京兆尹・左馮翊・右扶風三者の出現した太初元年をそれとする見方のほかに、それより以前から左右内史と主爵中尉（あるいは主爵都尉）との三者がそれぞれこの「内史の地」を管轄するような「三輔」の体制がすでに成立していたとする見方もなされてきたのであった。筆者「前稿」なども後者の立場をとっている。

しかし結論から言うと、三輔制度の成立は太初元年のこととすべきであり、それより以前に実質的な三輔制度の成立を想定する「前稿」などでの議論には問題があるものと思われる。以下に（京兆尹・左馮翊・右扶風が出現する）太初元年より以前に「内史の地」を管轄するのは（左右）内史のみであったこと、またその時期に地方官的性格をもつ主爵中尉（あるいは主爵都尉）を含めた「三輔」が存在していたことを示すとされる史料には疑点が指摘されること、をそれぞれ論じてゆくこととしたい。

まず最初に取り上げるのは、『史記』卷一二一儒林列伝所載の公孫弘による武帝への上奏文中の記事である。この上奏は公孫弘の丞相在任中の元朔五（前一二四）年になされたもので、博士弟子制度設置に際しての同制度に関する規定と、博士弟子出身の文学掌故をも利用した属吏任用規定とからなるという⁽¹⁹⁾。そのうち本稿での議論と関わるのは、後者の次のようなくだりである。

請選擇其秩比二百石以上、及吏百石通一藝以上、補左右内史・大行卒史。比百石已下、補郡太守卒史、皆各二人、邊郡一人⁽²⁰⁾。（どうか〔治礼・掌故の官の〕秩比二百石以上および吏の百石で一芸以上に通じる者については左右内史・大行の卒史に、比百石以下の者については各郡の太守の卒史に二名ずつ、ただし辺郡では一名ずつ、をそれぞれ選抜して補任することと

されますように)

見られるように、そこでは卒史として補任される先が——「諸歸義蠻夷を掌る」(百官表)とところの大行を別にして——その官秩によって「左右内史／(内)郡／辺郡」と、差等がつけられている。ここで左右内史が一般の郡とは別格の扱いを受けているのは、それが京師周辺の「首都圏」を管轄していることによるものであろう。そしてもし主爵都尉がこれと同様な存在であったとすれば、当然これらと並んでその名が見えるはずであるが、そうはなっていないことから逆に、この時点で「内史の地」を管轄していたのは左右内史のみであったと考えられるのである。この上奏文の記事は、一定の編集を経ながらも、実際の制詔や覆奏の原型を比較的よくとどめている史料であると見られているのであり、⁽²¹⁾ここに示されている状況も当時の実態をかなり正確に反映しているものと考えてよいであろう。

つぎに『漢書』巻二九溝洫志には、元鼎六(前一一一)年に左内史の兒寛が「六輔渠を開鑿して鄭国渠近辺の高台の田地にも灌漑するよう」奏請したのをうけて出された、武帝の次のような詔令を伝えている

農、天下之本也。泉流灌漑、所以育五穀也。左・右内史地、名山川原甚衆、細民未知其利。故爲通溝瀆、畜陂澤、所以備旱也。今内史稻田租挈重、不與郡同、其議減。令吏民勉農、盡地利、平繇行水、勿使失時。(農業は天下の大本である。水を導き田畑を潤すのは、五穀を育むゆえんである。左・右内史の地には名山の水源がはなはだ多いにもかかわらず、細民たちはそれを活かしきれてはいない。そこで灌漑用水を通し、貯水池を設けるのは、旱害に備えてのことである。現在、内史の稻田の田租(租挈)は重く、一般の郡と比べて不公平であるので、減免を検討せよ。吏民が農業にはげみ、地力を尽くして、負担が偏ることなく灌漑を行い、時宜を失することのないようにはからえ)

左内史のみがその開鑿を奏請していることからもうかがわれるように、涇水左岸を流れる六輔渠は左内史の管内で完結する水路なのであるが、ここで「左・右内史の地」に言及されているのは、六輔渠に限らず「内史の地」全体の水利について述べたものと見るべきであろう。それに続けて一般の郡と対比される「内史」の租挈が問題とされているのも、こうした見方を裏づける。とすれば、ここで「左・右内史の地」とのみあり、あるいは「内史」が一般の郡と対比して言及されている中に、それらとは別に「内史の地」を管轄する地方官としての主爵都尉の存在を想定することは、かなり難しいのではなからうか。先の公孫弘の上奏文の場合と同様に、この記事からも、当時「内史の地」を治めていたのは左右内史のみであったと考えられるのである。

最後にとりあげるのは、『漢書』巻六五東方朔伝に見える逸話の一つである。そこでは東方朔が武帝の問いに答えて「(当今の朝廷は)たとえばかの周公や召公を丞相にし、孔子を御史大夫にしたようなもので」というように、それぞれの官職について、それにふさわしい「歴史上」の人物を当てはめて例えてゆく形で、武帝の朝廷がいかに天下の賢士を収攬し、その人を得ているかを述べているのであるが、それが上は宰相から下は行列の先払いに至るまでの三十二の官職について怒濤のごとく展開されている点で、彼の「滑稽」の本領が発揮された逸話となっている。

筆者はかつて当時における主要な官職がここにまとまった形で列挙されていることに注目して、

これらの官名群について検討を加え、それはおよそ武帝元鼎二（前一一五）年から太初元（前一〇四）年に至る時期の官制のあり方を反映したものであり、漢代官制史研究の一資料として一定の価値を有するものであることを論じた。このうち年代の下限設定の議論にも関わって問題となったのが、三輔を構成する京兆尹・左馮翊・右扶風についての「伯夷は京兆たり」（十六番目）、「管仲は馮翊たり」（十七番目）、「益は右扶風たり」（十二番目）という記事であり、筆者はこのことについて、王先謙の説なども引きながら、右扶風のみが京兆尹や左馮翊とは離れて挙げられていることから、ここに反映されているのは、三者が「三輔」として並立する存在となる以前の状況であり、これらは本来は「右内史」、「左内史」、「主爵都尉」とされていたはずであると推測したのである。⁽²²⁾そしてこのことを本稿での議論に即して解釈するならば、少なくとも（この記事に見られる状況の年代の上限とされる）元鼎二年以前においては、主爵都尉は左右内史とは区別される性格の存在であったということになるであろう。

以上、太初元年より以前（元朔五年、元鼎二年以前、元鼎六年）の段階で、「内史の地」を管轄するのは（左右）内史のみであり、そこには主爵都尉は含まれていなかったことを論じてきた。そこで次に、「前稿」などにおいて、この時期に（地方官的性格をもつ主爵中尉あるいは主爵都尉を含む）「三輔」が存在していたことの論拠とされてきた史料について、再検証してみることとしよう。

まず『漢書』巻五景帝紀の中六（前一四四）年五月詔では、「車騎衣服等の規定を守らず、あるいは軽々しく閭巷^{みんかん}に出入りするなど官吏としての威儀を失する者」について、

二千石上其官屬、三輔擧不如法令者、皆上丞相御史請之。（二千石はその^ぶ官^か属〔の該当者〕を、三輔は違反者をそれぞれ丞相御史に報告して、処断を仰ぐように）

と「三輔」の語が見えている。これについて師古注では「主爵中尉及び左右内史」のこととするが、⁽²³⁾劉攽は当時はまだ三輔は存在せず、この記事には誤りがあるとしており、また全祖望は後出の東方朔伝などから中尉と左右内史とをそれに当て、さらに王先謙は全説に賛意を表しつつも、ここでの「三輔」が後世の追改である可能性も指摘する。⁽²⁴⁾譚其讓氏は、ここでの「三輔」とは左右内史と主爵都尉のことで、主爵都尉が管轄地を有して民を治めるようになったのはここに始まった、⁽²⁵⁾としている。

「前稿」においては、「郡」などの長官を指す場合も多い「二千石」と対比並列されていることから、ここでの「三輔」を「郡」と同質なものであると考えたのであるが、「二千石」の語は必ずしも郡太守ばかりを指すわけではなく、また両者で取り締まる対象も異なっており、さらにこうした取り締まりの主体であることの意味についても問われなければならない。加えて以上に見たようにここでの「三輔」の内訳についての理解も定まっておらず、さらに「三輔」の語そのものにも誤りや追改の可能性が指摘されているのであれば、この史料からただちに「内史の地」を管轄するような「三輔」の体制がこの時点ですでに成立していたとするのには、なお解決すべき課題は多いといわざるをえないであろう。ちなみに陳蘇鎮氏は、百官表の就任者の状況や張家山漢簡「二年律令」秩律などから、漢初には主爵中尉は存在しておらず、景帝中五年になってようやく秦制にならってこの職を置き、翌年に主爵都尉と改称したと想定しているが、⁽²⁶⁾もしそうであ

るならば、設置されたばかりのこの官の職掌は本来の「列侯の管轄」であったはずであり、この時点での主爵都尉ははまだ地方官的存在に転化してはいなかったということになるものと思われる。

つぎに『漢書』東方朔伝には、建元三年あるいはその少し後の時期と思われる「三輔」の事例が見えている。それによると、このころから武帝は長安西南郊、終南山麓への微行を繰り返すようになっていたが、次第にそれが公然化し大がかりなものとなって、「右輔都尉をして長楊以東を徼循し、右内史をして小民を發して會所に共待せしむ」など一帯の民衆の負担となり、往来にも不便であることから、この鄠・杜一帯の地域を買収して上林苑を拡張することとし、それに伴って

又詔中尉・左右内史表屬縣草田、欲以償鄠・杜之民。(また中尉・左右内史に詔を下して、属県の未墾田のリストを提出させ、それを〔立ち退かせる〕鄠県・杜県の民に代替地として与えようとした)

のであるが、こうした苑圃の拡張を諫めた東方朔の語の中に

如天不爲變、則三輔之地盡可以爲苑、何必鑿屋・鄠・杜乎。(もし天が〔このことへの懲戒として〕変異を下さないのであれば、三輔の地をすべて苑圃となさしても差し支えないのでございまして、どうして鑿屋・鄠・杜だけに限ることがございましょう)

と「三輔」の語が見えているのである。

このようにここには太初元年以前における「三輔」の用例が見えており、かつ(主爵)中尉・左内史・右内史がそれぞれ管下の属県を有し、その未墾田の状況について掌握していたことがうかがわれるのであり、これらのことから崔氏の研究や「前稿」においては、(京兆尹・左馮翊・右扶風と同様に「郡」に相当する)主爵中尉・左内史・右内史の三者から成る「三輔」の制度が、この時期にはすでに成立していたと考えたのであった。しかしこの記事において、左右内史とともに属県の未墾田のリストを提出することとなっているのは「中尉」なのであって、「前稿」ではこれを「主爵中尉」を略したと考えたものの、この時点ではそれは「主爵都尉」と改名されており本記事とは合致しない。また武帝のたび重なる「微行」に際して右内史が対応していたのは、その管轄内のことであったためと考えられるのであるが、鑿屋・鄠県、あるいは長楊、五柞、倍陽宮など、そこに見られる地名には後の右扶風に属するものが多く含まれている⁽²⁷⁾。もしこの時点で主爵都尉(なり中尉なり)がすでに「郡」に相当する存在として「内史の右地」、すなわち右扶風に当たる地域を治めていたのであれば、これらの地への「微行」に際しては、右内史同様に対応に当たっていなければならなかったはずであろう。にもかかわらずそこに主爵都尉について見られないことから逆に、そこではこれら(後の右扶風)の地域も右内史の管轄下にあった——すなわちこの時点においても「内史の地」を治めるのは左右内史のみであって、主爵都尉はそこには含まれていなかった——と考えることができるのである。

この東方朔伝の記事において、左右内史と並んで中尉が「属県」の未墾田の報告に関わっていること、あるいは先の景帝中六年詔とともに「三輔」の語が見られることについては、たとえば山田勝芳氏が、二千石の大官である中尉は左右内史の上位に位置し、内史地区の諸県は左右内史

に所属するのみならず、実質的にも中尉に従属していたため「中尉の属県」と表現されたこともあったとし、不法者の摘発が中尉の役割であったことともあわせて、この三官を「三輔」とも称したのではないかと傾聴すべき見解を提示されているが、一方で、これらの「三輔」の語は誤記あるいは後世の追改であるとする可能性も否定することはできない⁽²⁸⁾。ここでこの問題についてこれ以上立ち入って論ずることはできないが⁽²⁹⁾、少なくともここまで述べてきたことから、これらの記事が必ずしも「すでにこの時点で、地方官としての主爵都尉（あるいは主爵中尉）が三輔の一翼を担っていた」ことを示すものではない、という点は確認することができるであろう。

なおこのことに関連して、「三輔都尉」の問題についても簡単にふれておくこととしたい。京兆尹・左馮翊・右扶風からなる三輔には、郡における都尉の如き存在として、それぞれ京輔都尉・左輔都尉・右輔都尉からなる三輔都尉が設置されていたのであるが⁽³¹⁾、「百官表」主爵中尉條に「元鼎四〔前一三〕年、二輔都尉を更置す」とある記事の「二輔」を「三輔」に作る版本の見られることから、太初元年より以前のこの時期にすでに「三輔（都尉）」が存在していた、との見方もなされている。しかし、この問題について筆者はかつて別稿において三輔都尉をめぐる諸説について検討を加え、「元鼎四年に左・右輔都尉が中尉から左右内史に移管され、その後の三輔分立に伴って京輔都尉が設置された」とする説を採るべきことを論じたのであった⁽³²⁾。もしこのように考えることができるのであれば、それはむしろここまで展開してきた議論を裏づけるものといえるであろう⁽³³⁾。

以上、本章では三輔成立の時期をめぐる、（内史が左右に分置されて以降）太初元年より以前に「内史の地」を管轄するのは左右内史のみであり、太初元年に主爵都尉が右扶風として「内史の右地」を治めるようになってはじめて（左右内史の後身である）京兆尹・左馮翊とともに三輔を構成するに至ったことを論じてきた。なお主爵都尉が右扶風として三輔を構成するようになった背景については、すでに紹介した先行の諸説において、中央集権の進展による京師人口の激増⁽³⁴⁾（鎌田、なおこのとき諸陵県は太常の管轄ではあったが）、右内史の負担の大きさ（山田、臧）、主爵都尉の職掌との関連（山田、崔、臧）、政治状況（孔）などの諸点が指摘されており、それぞれ従うべきであろう。そこで次章では最後に残された問題として、内史の左右分置の時期を文帝後元年間であるとする周振鶴氏の見解について検討を加えることとしたい。

四、内史分置の文帝後元年間説をめぐる

第二章でも紹介したように、周振鶴氏が内史の左右分置の時期を文帝の後元年間のこととする見解の論拠となるのは、百官表の景帝元年の欄に「中大夫鼂錯爲左内史」とあり、内史分置の年とされる景帝二年より以前に「左内史」の存在が確認されること、ならびに『漢書』枚乘伝での「二十四郡、十七諸侯」という記事について、「十七諸侯」が存在していた時点での「二十四郡」の条件を充たすには内史を左右二つとしてカウントせざるをえないこと、の二点であった。これに対して孔祥軍氏は、「官名系統」と「地名系統」とを区別する観点から、周氏が前者に属する鼂錯の左内史就任の記事と、後者の「二十四郡、十七諸侯」とをそのまま並べて論じてしまってい

ることを指摘し、それに関連して（文帝崩御時の）「内史卒」や（景帝二年の）「内史役³⁵瀾爲縣」、（景帝後二年の）「内史郡」など、内史が左右に分かれたとされる文帝後元年間以降にも「内史」とある記事なども挙げて批判を展開していること、これまた第二章で紹介した通りである。

これに加えて孔氏はさらに、以上に挙げた周氏の論拠に対しても、まず百官表で景帝元年に、鼂錯が「左内史」に就任したとある記事については、鼂錯が元年に内史として就任し、翌二年に内史の分置にともなって左内史となった（さらに御史大夫に遷任）のが、さかのぼって記載されたものである可能性を指摘する。また枚乗伝での「二十四郡、十七諸侯」という記事についても、（周氏が「二十四郡」のうちに数えていない）魏郡をここに含めるべきであり、とすればそこでは周氏のように内史を左右二つに勘定することはできない——このように論じたのであった。⁽³⁵⁾

以上の論点のうち前者の鼂錯の左内史就任の記事については、鎌田氏も指摘しているように、他の史料ではいずれもそれが「内史」と表記されている。⁽³⁶⁾もとよりこのことをもって百官表に「左内史」とあるのを単純に誤りであると決めつけることはできないが、このような孔氏の議論とも合わせて考えてみるならば、少なくともこの百官表の記事から、ただちに「景帝二年以前にすでに左内史が存在していた」と断定することが難しいものとはいえるであろう。

一方、枚乗伝の「二十四郡、十七諸侯」の「二十四郡」の解釈をめぐる孔氏の議論については、その前提となる魏郡の存在をめぐる、たとえば晏昌貴氏が張家山漢墓出土「二年律令」秩律中に見える県の記事から、呂后二年の段階では魏郡は存在していなかったとして周氏の見解を支持していることなどからすれば、⁽³⁷⁾なお検討の余地がありそうである。とはいえこの魏郡のほかにも、辛徳勇氏が九原郡をここに含めて考えるべきであると論じているなど、⁽³⁸⁾この「二十四郡」の内訳それ自体は必ずしも確定していないのであり、この点はやはり問題とされねばならないであろう。

そもそも枚乗伝に見える「二十四郡、十七諸侯」の「二十四郡」の内訳をめぐるのは、これまでも周振鶴氏のほかに王国維、譚其讓氏などによっても論じられてきたのであるが、⁽³⁹⁾そこではおおむね「二十四郡」中に内史を左右含めて二つとしてカウントしてはいるものの、そこに含まれる他の郡の内訳については必ずしも見解は一致していない。⁽⁴⁰⁾この点については筆者も今のところ確たる判断を下すことはできないが、郡の置廃やその範囲といった問題については、それぞれの時期においてかなり複雑な変動を見せているのであり、（里耶秦簡における洞庭郡の存在の例など）新史料の出現などにより、今後さらに詳細な事実が明らかにされてゆく中で、今後の議論の展開によっては——たとえば魏郡や九原郡などをそこに加えることになるなどして——内史の数え方について影響を及ぼす可能性も十分に想定されるなど、そこにはなお未確定な要素が残されているのである。

さらにこの「二十四郡、十七諸侯」の語が見える枚乗の呉王への説辞についても、そこに見られる官職名や地名、事件などについての疑点は多く、それが後人の手になるものであるとの見方もなされているのであり、⁽⁴¹⁾このこともまたその史料としての信頼性に一定の制約を課すものといえるであろう。先にも挙げた辛氏は、枚乗の呉王へのこの説辞全編が「強烈な戦国策士の遊説特徴」を帯びているとするほか、これが景帝三年のことであるのにもかかわらず、その中の「二十四郡、十七諸侯」が文帝後元年間の状況であるなどそこにはかなりの「随意性」が見られること、

さらにそれらは孤証にすぎず、かつその数値も伝承の間の錯訛が生じやすいこと、などの点を述べて、これらの数字に過分に拘泥すべきではないとする⁽⁴²⁾。以上からするならば、「二十四郡、十七諸侯」の語に何らかの実体はあったであろうにせよ、これがどの時期のことをどの程度の現実性をもって示しているのかなどについてはいくつもの点で疑義があり、そこから内史が左右二つ存在していたと断ずるには、現在のところあまりにも不確定な要素が多すぎるものと思われるのである。

「内史の左右分置の時期が文帝の後元年間にあった」とする説のいま一つの大きな問題点は、分置の時期を明記している百官表や地理志の記事についての言及がないことである。互いに矛盾するかに見えるなどの問題点もあるとはいえ、制度の沿革の上から分置の年代について明確に記載のあるこれらの史料がありながら、それをとらないのであれば、そのことについての何らかの説明なり解釈はやはり必要とされるであろう。しかもこれらの記事に対してそこで論拠とされている諸史料は、内史分置の年代について直接述べることのない、個別で断片的ないわば「状況証拠」にすぎず、ましてや以上のように多くの問題点が指摘されていることからするならば、これらをもって「通説」をくつがえすには、なお克服すべき課題は多いといわざるをえないのである。

以上、二章にわたり三輔成立の時期、および内史分置の文帝後元年間説について検討を加えてきた。その結果として、三輔制度形成の過程については、景帝二年に「官制」の上での、そして建元六年には「行政区分」上での左右分置が行われ、太初元年に至って右内史が京兆尹に、左内史が左馮翊になるとともに、それまでは治民官でなかった主爵都尉が右扶風として内史の右地を治めるようになったのと合わせて三輔が成立した——という大まかな流れが確認できたものと思われる。

なお、そこでの景帝二年における「官制」の上での分置と、建元六年の「行政区分」の上での分置との関係をどのように理解するかという点について、「前稿」では前掲東方朔伝の記事から「すでにそれぞれが明確な管轄地区を定めて統治している」と理解し、「官制」の上での分置こそが実質的な意味をもつものであったと論じた。そこでは同時に、主爵中尉・左内史・右内史の「三輔」による管轄地の統治も早くから出現していたと想定していたのであるが、本稿のここまでの議論からするならば、これは左内史・右内史のそれのみに限定して理解されるべきであろう。一方で、前述したような景帝二年から建元六年の間における内史（あるいは左右内史）就任者の記載のあり方などからすると、この期間には「右内史が主官で左内史は補佐官監督官の役割をしていた」（左内史は常置ではなかったかもしれない）として、そこに過渡的な状況を想定する崔氏の理解にも一定の整合性、説得力が認められるのであり、こうした点も含めて、景帝二年以降ただちに左右内史による「内史の地」の分割統治が行われたかどうかは定かではないものの、少なくとも「行政区分」上の分置が行われる直前の建元三年（あるいはその少し後）ごろには、左内史、右内史によって、それぞれ管轄地域を定めての実質的な分割統治がなされるようになっていた——と見るのが、現在のところ比較的穏当な理解なのではないかと思われる。

五、終章

本稿での考察は以上の通りであるが、最後にここまで明らかにしてきた三輔制度形成のあり方から、秦漢統一国家体制の展開の問題に関わって簡単に言及しておくこととしたい。

まず冒頭にも述べたように、筆者は別稿において内史（官）をめぐる諸研究について整理し検討を加え、内史が本来有していた「秦全土の財政（や文書行政）などを統轄する朝廷の中央官」である一方で『秦の故地』を治める地方官でもあるという「二重性」がしだいに解消して後者へと収斂してゆく過程のうちに、「中央諸官府が分担してこの地域（の属県）を統轄する」という体制が「郡」と実質的に同等な存在へと転化してゆく——すなわち（「本土」と「被征服地」とでもいうべき露骨な地域間対立の関係が相対化して）この地域を含む全領域が基本的に郡県（郡国）制の枠組みの中に包摂されるような「統一国家体制の成熟」が見出されることを論じてきた。こうした過程は長い時間をかけてゆっくりと進行していったものと思われるのであるが、そのような中でも一つの画期と目されるのが、「治粟内史の分離・設置」（による「二重性」の解消）である。ただしその時期については、（一）漢初の「二年律令」の段階よりは以降であること、（二）『史記』巻五六陳丞相世家には文帝即位当初の「治粟内史」の事例が見られるものの、必ずしも全幅の信頼は置きたいこと、（三）少なくとも景帝後元（前一四三）年に大農令と改稱されるまでには治粟内史の官名が存在していたはずであること、などの諸点から『二年律令』から景帝後元年までの間⁽⁴³⁾とのかかなり漠然とした期間を設定するにとどめざるをえなかった。

そこで注目されるのが、景帝二年における「官制」の上での内史の分置である。もとよりそれが直接に治粟内史の分離なり内史の「二重性」の解消なりを示しているというわけではないものの、内史が左右に分置されて「それぞれに明確な管轄地区を定めて統治している」のであれば、その段階ですでにそれらは相当な程度「二重性」を解消して、「郡」と同等な地方官としての性格を帯びようになっていたと見なすことができるのではなからうか。もっとも先にも述べたように、景帝二年以降ただちに左右内史による「内史の地」の分割統治が行われたわけではないと考えられることからすれば、その年代についてはなお繰り下げて想定する必要があるかもしれない。ただしその場合でも、こうした分置がなされるということ自体が、内史もしくはそれを取り巻く状況に何らかの変化が生じつつあったことを示すものであるとはいえるであろう。

そしてここまでに見てきたように、東方朔伝の記事によれば建元三年（あるいはその少し後の時期）までには左右内史によるこうした分割統治の行われるようになっていたことがうかがわれるのであり、さらに建元六年に至ってそれが制度的にも確定する。これ以降の左右内史は、前述の公孫弘の上奏では別格ながらも一般の郡と並んで挙げられており、また左内史兒寛の「治民」の内容が「農業を勧め、刑罰を緩め、獄訟を理む⁽⁴⁴⁾」とされているなど、太初元年以前の段階ですでに一般の「郡」と実質的にはほぼ同様な存在となっていたものと考えられるのである。

もっとも「前稿」にて指摘したように、三輔が成立する以前には——それ以降の状況とは対照的に——当該地域を指す名称としてはもっぱら「關中」の語が用いられ、「（左右）内史」の語例はほとんど見られず、そのわずかな用例の場合も（第三章で引いた溝洫志の記事のように）「左・

右内史の地」といった形で表わされていたのであり、さらに「(左右)内史」が一般の「郡」とは区別して扱われ、「郡」の総数に含まれないこともあるなど、この地域の行政区分はともすれば当時の郡県・郡国体制の枠外に位置するものとして意識されていたのであった。⁽⁴⁵⁾その点では、この段階での左右内史はなお過渡的な性格を残していたといえるであろう。それはまた同時に——これも「前稿」でも述べたように——太初元年の三輔の成立によってこの地域をも含めた全領域が基本的に郡国制のもとに編成されるような一元的な体制へと移行したことを示すものであり、さらにはそこに統一国家体制の成熟、「真なる統一国家」出現の画期を見出すことができるのである。

ただしこの点についていささか付け加えておかなければ、三輔成立以前の時期においても、「(左右)内史」の語が「郡」のそれと同様に用いられているとも思き例が近年の出土資料などに見えており、また「(左右)内史」が一般の「郡」の総数に含まれるなど、「郡」と区別することなく扱われる事例も確認されている。⁽⁴⁶⁾このようにこの地域の行政区分の位置づけをめぐる状況は、必ずしも三輔成立を境として判然と分かたれていたわけでもないようであり、あくまでもこれは大まかな傾向としてとらえるべきであろう。太初元年における三輔制度成立は、統一国家体制形成の過程の上でそれなりの画期ではあったにせよ、一方ではそれをあまりに過大に評価すべきでもないのである。⁽⁴⁷⁾

以上のように見てくると、内史の「二重性」が解消され、実質的に一般の「郡」と同様な存在として郡国体制へと包摂されてゆく歩みは、(治粟内史の分離のほかにも)景帝二年における「官制」上での分置、その後のそれぞれに管轄地を定めて実質的に統治してゆく体制の成立、建元六年の「行政区分」上での分置、さらには中尉から左右内史への二輔都尉の移管など、いくつもの段階をふみながらゆっくりと進んでいったものと見た方がよいであろう。そしてそれらの延長線上にある太初元年における三輔制度の成立は、その一応の完成であり、終着点なのであった。⁽⁴⁸⁾

さて本稿では、三輔制度形成の過程から、「秦の故地」、「内史の地」とそれ以外の地域との間の、いわば「地域間支配の構図」の展開のあり方について検討を加えてきたわけであるが、こうした地域間対立の関係としてはこのほかにも、「秦の故地」に加えて比較的早くに戦国秦の版圖に入った北地・上郡や隴西・漢中、あるいは巴、蜀などその周囲の諸「郡」とによって構成される「(広域)関中」と、それ以外の「東方諸地域」という、枠組みが並行して重層的に存在していた。⁽⁴⁹⁾両者を比較するならば、戦国秦と東方諸国との対立、楚漢抗争、漢朝中央と諸侯王国の関係など、現実の統一国家形成の展開において主要な枠組みとなっていたのはもっぱら後者の方であるが、ここまでに見てきたように「地域間支配の構図」、さらには統一国家体制の展開のあり方を制度的に示しているという点で、前者は国制上重要な意義を有していたのである。武帝期のとくに元狩から元鼎年間にかけての時期を中心に、漢王朝による東方諸地域の取り込みが本格化し、それによる混乱した状況のうちに「関中」と「東方諸地域」との地域間対立の枠組みの方も次第に相対化して、実質的な領域全体の統合が大きく動き出してゆくのであるが、こうした中で前者の枠組みについては、内史の「二重性」が解消され、実質的に一般の「郡」と同様な存在として郡国体制へと包摂されてゆくような「統一国家体制の成熟」が、これらの動きに一步先んじる形で、その制度的な完成に向けてゆっくりと最後の歩みを進めていたのである。⁽⁵⁰⁾

注

- (1) 巖耕望『中国地方行政制度史』秦漢地方行政制度（中央研究院歴史語言研究所專刊之四五、一九六一年、台北）第二章・郡府組織（一）・（丙）・（1）畿輔特制、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下冊（齊魯書社、一九八五年、濟南）第二編第二章第一節など参照。
- (2) 本稿では戦國秦のそもそもの版圖であり、前漢武帝期以降には三輔の置かれたこの渭水盆地一帯の地域を示すのに、時代性や統一國家體制の段階性を考慮して、戦國秦および秦代のそれについては（領土の擴大につれて設置されてゆく郡と對比して）「秦の故地」、漢初については「内史の地」の語を用いることとする。
- (3) 拙稿「近年の内史研究から見る秦漢統一國家体制の形成」（『中国史学』第二四卷、二〇一四年）参照
- (4) 拙稿「漢代三輔制度の形成」（池田温編『中国礼法と日本律令制』、東方書店、一九九二年）。
- (5) 「前稿」でも指摘したところであるが、主爵中尉から（主爵）都尉への名称変更については、それが、全体として「職分の上ではあまり大幅な改革はなかった」とされている「前一四四年の官名改称」の一環であったことを考慮に入れるならば、実質的にはそれほど重要な改変ではなかった可能性が高い。大庭脩「漢王朝の支配機構」（『秦漢法制史の研究』第一編第二章、創文社、一九八二年。初出一九七〇年）参照。
- (6) 『史記』卷百一、『漢書』卷四九の本伝、『史記』卷九六、『漢書』卷四二の申屠嘉列伝。
- (7) この記事を百官表の記載と関連づける見解は、裴駟以来多く見られるが、梁玉繩『史記志疑』卷七の「此有缺誤、當云置左右内史及設羽爲縣」などは、その典型的なものであろう。
- (8) 鎌田重雄「漢代京師掌治の官三輔について」（『漢代史研究』、川田書房、一九四九年。および『秦漢政治制度の研究』、日本學術振興會、一九六二年。初出一九三九年）参照。
- (9) 李成珪「前漢列侯の性格—郡県支配下における封建制の一変貌—」（『東亞文化』一四輯、一九七七年、未見）。以下に李氏の研究に言及している部分は、山田氏の引用によるものである。
- (10) 山田勝芳「前漢武帝代の財政機構改革」（『東北大学東洋史論集』第一輯、一九八四年）参照。
- (11) 崔在容「西漢三輔の成立とその機能」（『慶北史学』第八輯、一九八五年）参照。
- (12) 周振鶴『西漢政区地理』（人民出版社、一九八七年、北京）下篇第一章第一節および結語参照。なお譚其讓「西漢地理雜考」（『長水集』上、人民出版社、一九八七年、北京。初出一九四二年）でもほぼ同様な議論が展開されているが、内史の分置の時期については「文帝末年にはすでに分置していた」とするにとどまる。
- (13) 以上、前注（4）掲、「前稿」。なお、その後筆者は「秦および漢初の統一國家体制に関する一考察」（『東方学会創立五十周年記念東方学論集』、東方学会、一九九七年）において、秦と漢初とでそれぞれ「秦の故地」、「内史の地」の位置づけに相違の見られることなど、「前稿」での議論を補訂している。
- (14) 「前稿」の〔補注〕参照。
- (15) 臧知非「二輔与三輔小考」（『文史』第三十六輯、一九九二年）参照。
- (16) 『史記』卷十孝文本紀後七年条に「發近縣見卒萬六千人、發内史卒萬五千人、藏郭穿復土屬

將軍武」

- (17) 『史記』孝景本紀後二年正月条に「令内史郡不得食馬粟、没入縣官」
- (18) 孔祥軍「漢初“三輔”稱謂沿革考」(『歴史地理』第二十一輯、二〇〇六年。のち『漢唐地理志考校』、二〇一一年、北京、に所収) 参照。
- (19) 西川利文「漢代博士弟子制度について——公孫弘の上奏文解釈を中心として——」(『鷹陵史学』第十六号、一九九〇年) 参照。
- (20) 『漢書』卷八八儒林伝でも、これと同文が見えている。
- (21) 大庭脩「漢代詔書の形態について」(『史泉』第二六号、一九六三年。のち『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年、に第三篇第一章として所収) では、その法制史料としての形式について検討している。
- (22) 拙稿「東方朔の『除目』——漢代官制史研究の一資料として——」(『海南史学』第四三号、二〇〇五年) 参照。
- (23) 原文は「時未有京兆、馮翊、扶風之名。此三輔者、謂主爵中尉及左右内史也。」
- (24) 以上の諸説は王先謙『漢書補注』による。このほかに施之勉『漢書補注辨證』(新亜研究所、一九六一年、香港) では、「三輔」の名称が「中尉・左右京輔都尉」から起こったとの議論があるが、これについては拙稿「前漢『畿輔』制度の展開」(平成二・三年度科学研究費補助金、一般研究(B) 研究成果報告書『出土文物による中国古代社会の地域的研究』[代表、牧野修二]、一九九二年) に批判がある。
- (25) 前注(12) 掲、譚氏論文参照。
- (26) 陳蘇鎮「漢初侯国隸属関係考」(『文史』二〇〇五年第一輯) 参照。
- (27) 原文は「乃使右輔都尉徵循長楊以東、右内史發小民共待會所。後乃私置更衣、從宣曲以南十二所、中休更衣、投宿諸宮、長楊・五柞・倍陽、宣曲尤幸。」
- (28) 前注(10) 掲、山田氏論文参照。
- (29) たとえば先に引いた劉攽や王先謙のほかに、前注(15) 掲、臧氏論文や吳恂『漢書注商』(上海古籍出版社、一九八三年、上海) 二二八頁など。
- (30) 『史記』卷一二二酷吏・義縱伝では「乃以縦爲右内史、王温舒爲中尉。温舒至惡、其所爲不先言縦、縦必以氣凌之、敗壞其功」とあり、また同・王温舒伝にはこの中尉であった王温舒について「徙爲右内史、治如其故、姦邪少禁」とあって、治安面を主として中尉と(左) 右内史とでは、職責上重なり合う部分が多かったようである。
- (31) 三輔都尉については、前注(8) 掲、鎌田氏論文などに簡単な言及がある。
- (32) 前注(24) 掲、拙稿参照。
- (33) このほかに『三輔黄圖』卷之一、三輔治所には「三輔者、謂主爵中尉及左・右内史。漢武帝改曰京兆尹・左馮翊・右扶風、共治長安城中、是爲三輔。」とあり、また『通典』卷三二職官・州牧刺史條には「至惠帝三年、又遣御史監三輔郡」ともあるが、これらは後世の史料であるとして、ここでは取り上げることにはしない。
- (34) この点については拙稿「使者の越えた『境界』——秦漢統一国家体制形成の一コマ——」(『東

- 『洋史研究』第七二卷第一号、二〇一三年）参照。
- (35) 前注 (18) 掲、孔氏論文参照。
- (36) 前注 (8) 掲、鎌田論文および前注 (6) 掲の史料参照。
- (37) 晏昌貴「《二年律令・秩律》与漢初政区地理」(『歴史地理』第二十一輯、二〇〇六年) 参照。
- (38) 辛徳勇「張家山漢簡所示漢初西北隅辺境解析——附論秦昭襄王長城北端走向与九原雲中兩郡戰略地位」(『歴史研究』二〇〇六年第一期。のち『秦漢政区与辺界地理研究』、中華書局、二〇〇九年、北京、に下篇第一章として所収) 参照。
- (39) 王国維「漢郡考」(『觀堂集林』卷十二)、前注 (12) 掲、譚氏論文参照。
- (40) 前注 (37) 掲、晏氏論文に諸説を整理してある。
- (41) そこでは「制於十里之内」、「兵不得下壁」など、呉楚の反乱軍が梁の睢陽城を攻撃中との設定となっているが、その時点では存在しないはずの羽林やこれ以降の出来事であるはずの斉王の自殺、羌笮(邛笮)との接触などへの言及がそこには見えており、師古注をはじめとして『漢書補注』に引く劉歆、劉奉世、何焯、沈欽韓などは、この記事を「後人の假託」(沈欽韓)などとする。これに対しては前注 (24) 掲、施之勉『漢書補注辨證』で反論もなされているが、この史料については慎重な取扱いがなされるべきであろう。
- (42) 前注 (38) 掲、辛氏論文参照。
- (43) 前注 (3) 掲、拙稿参照。
- (44) 『漢書』卷五八兒寛伝に「寛既治民、勸農業、緩刑罰、理獄訟……寛表奏開六輔渠、定水令以廣溉田。收租税、時裁闊狹、與民相假貸、以故租多不入。後有軍發、左内史以負租課殿……課更以最」とある。なお百官表によれば、彼の左内史在任の期間は元鼎四(前一一三)年から六(前一一一)年にかけての間である。
- (45) 前注 (4) 掲、拙稿参照。
- (46) たとえば「廿七年二月丙午朔庚寅……今洞庭兵輸内史及巴・南郡・蒼梧」(J1 (16) 5簡) や、陳偉主編『里耶秦簡牘校釋』第一卷(武漢大學出版社、二〇一二年、武昌)の「亥朔辛丑、琅邪段(假)【守】敢告内史・屬邦・郡守主(後略)」(8-657簡、一九三頁)など。
- (47) 前注 (13) 掲、拙稿参照。また前注 (44) 所引兒寛伝の記事からは、左内史が租税徴収の成績において他郡とともに順位付けの対象となっている。
- (48) 三輔制度成立以降の統一国家体制の展開については、前注 (24) 掲、拙稿参照。
- (49) 前注 (34) 掲、拙稿参照。
- (50) 同上。